

記名国債証券印鑑票を滅紛失または汚染き損したときは、次により速やかにその再製手続きをする。

- * 元利金の支払、各種の請求・届出の受付は、印鑑票の再製手続きがすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続きを印鑑票の再製手続きと同時に進めてよい。
- * 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
<p>①記名者への連絡</p> <p>②印鑑票の作成など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記名者に対し、印鑑票の再製を行うため証券・届出印を持参するよう、電話などにより連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> * 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、届出印だけを持参させることとなる。 ○ 提出された証券により、印鑑票用紙に支払場所・記名者の氏名・証券の要項を記載し、印鑑欄に届出印の押印を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> * 印鑑票用紙に裁定通知書の記号及び番号欄が印刷されていても、同欄への記載を要しない。 * 住所は、記名者から申出を受けて記載する。 * 印鑑票用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 * 証券・利賦札滅紛失の届出に際し印鑑票を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。 ○ 印鑑票に押印を受けた届出印が証券裏面に押印の印影と一致していることを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> * 証券裏面に押印がないとき、印影が相違するとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、本人確認書類の提出を求め、正当に権利を行使することができる者であることを確かめ、本人確認書類は写しを1部作成して印鑑票の裏面にちょう付し、本人確認書類は記名者に返す。この場合、提出された本人確認書類が個人番号カードであるときは、写しの作成は表面のみとし、同カード裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号記載部分のコピーをしてはならない。また、提出された本人確認書類が国民年金手帳であってその写しを作成するときは、基礎年金番号部分をマスキングする。 ○ 証券についている利賦札の状態により、印鑑票の支払表示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を引く。 <ul style="list-style-type: none"> ● 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出により表示する。 ○ 印鑑票の上部余白に「○年○月○日再製○○銀行○○支店」と表示する。

③業務局への確認依頼

- 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。
- 証券を記名者へ返す。

- 印鑑票を滅紛失または汚染き損した事由を記載した適宜の記名国債証券印鑑票再製確認依頼書を作成し、再製した印鑑票と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票再製確認
依頼書記載例参照

- * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。
 - * 汚染き損した印鑑票を再製した場合は、再製した印鑑票とともに、汚染き損した印鑑票も送付する。
- ⇒ 415①参照・印鑑票の送付

④業務局からの確認済印鑑票の受入

- 業務局から再製確認済の印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 記名国債証券印鑑票送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - 印鑑票に再製確認済の表示および業務局店印による契印または業務局店印の押なつがあるか
 - * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の印鑑票が送付される。
 - * 汚染き損した印鑑票を再製した場合は、再製確認済の印鑑票に汚染き損した印鑑票の写しが添付され、送付される。
- 記名国債証券印鑑票受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 415②参照・印鑑票の受入

印鑑票再製確認依頼書・
印鑑票の記載例

業務局店印による契印または
業務局店印の押なつがある。

再製日付、店名を表示する。

業務局において表示する。

店名を表示し、店印
を押す。

証券の交付年月日等	再製確認済平成 17 年 10 月 19 日業務局	印	17 年 10 月 17 日再製〇〇銀行〇〇支店
第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書			
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※	※	※	※

(日付) 17. 10. 17

日本銀行業務局
国債証券業務グループ 御中

〇〇銀行〇〇支店

店
印

記名国債証券印鑑票再製確認依頼書

下記の事由により記名国債証券印鑑票を再製しましたので確認を依頼します。

事 由 17. 10. 3 当店が支払場所変更請求書を受領し、当日〇〇郵便局へ
印鑑票取戻通知書を送付した。その後一週間を過ぎても印鑑票が
送付されないため、同局へ照会したところ、同局では 17. 10. 5
送付済との回答を得たが、当店では受領した事実がなく、再度双
方で調査した結果、郵送中に紛失したものと推定される。